

## 「児童虐待の防止」について

佐賀県中央児童相談所長 壇 浩市



子どもの虐待に関する痛ましい事件が、連日のように新聞やテレビなどで報道されています。

児童虐待は、特別な家庭で起こるものではありません。子育てに悩みや不安は付きもので、どこの家庭でも起こりうることです。たとえしつけのつもりであっても子どもにとって有害な行為であれば、それは結果として「虐待」になってしまいます。

近隣や地域で「何か変だな、おかしいな」と思うことがあれば、迷わず、最寄りの市町の児童相談窓口または児童相談所に連絡してください。



## 児童虐待相談対応状況

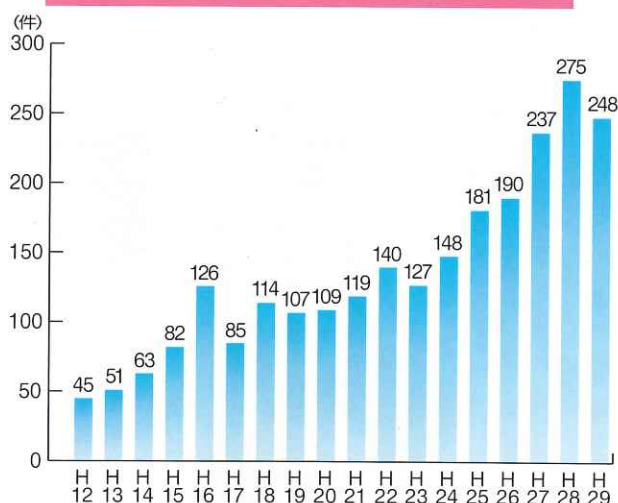
平成29年度に佐賀県中央児童相談所で対応した児童虐待相談件数は248件(速報値)と10年前の約2.5倍に増加しています。増加した主な理由としては虐待への社会の意識が高まり、周辺の住民からの通告が増えるなどして対応件数が増加したことが考えられます。

ちなみに、全国の児童相談所が平成29年度に対応した件数は133,778件(速報値)と過去最多を記録し、調査を開始した平成2年度から27年連続で増加しています。

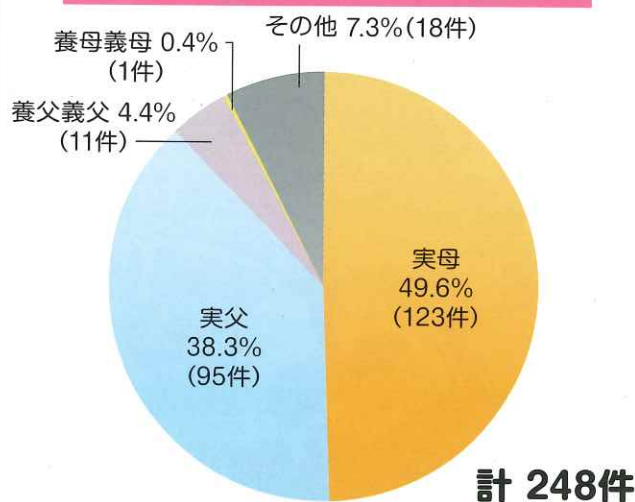
平成29年度に佐賀県中央児童相談所で対応した248件の内、主たる虐待者は実母が半数近くを占めており、一般的には最も多い時間子どもと接するのが実母である場合が多いためだと言われています。



佐賀県中央児童相談所における  
児童虐待相談対応件数(H29:速報値)



佐賀県中央児童相談所における  
児童虐待相談の主たる虐待者(H29:速報値)



## 児童虐待とは

保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者)がその監護する児童(18歳に満たない者)に対して行う行為であり、次の4つに分類されます。

### ① 身体的虐待

殴る、蹴る、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせる、戸外に閉め出すなど  
※乳幼児揺さぶられ症候群

泣きやまない乳児を激しく揺さぶって、前後に首が強く揺さぶられることにより、脳内の血管が破れて出血したり、脳自体が損傷を受けたりして、重大な脳障害が残ったり、死亡したりすることがあります。

### ② 性的虐待

性的行為の強要、性器を触るまたは触らせる、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体に子どもを強要するなど

### ③ ネグレクト

家に閉じこめる、食事を与えない、衣服や下着などを長時間ひどく不潔なままにする、病気やけがをしても病院につ



れていけない、子どもの意志に反して学校等に登校させない、極端に不潔な環境の中で生活をさせる、自動車内や家に置き去りにする、保護者以外の同居人による虐待を放置するなど

#### ④ 心理的虐待

言葉によるおどし、脅迫、無視、兄弟間の差別的扱い、子どもの前で配偶者やその他の家族などに暴力をふるうなど

### 児童虐待による子どもへの影響

児童虐待は、子どもに対する最も重大な権利侵害であり、成長段階にある子どもの心身に深刻な影響をもたらします。身体への悪影響はもちろんのこと、大切に育てられている実感がないため、自尊心が育たず、自己否定的で、自暴自棄になり自傷や自殺未遂などの行為に結びつくことがあります。虐待行為が続けば続くほど、あるいは子どもが成長するにつれて、薬物依存、自殺願望などに結びつく可能性が高くなります。さらには虐待を受けた子どもが親になり、次の世代である自分の子どもに対して虐待行為を引き起こしてしまうこともあります。

### 虐待のサイン（主な事例）

たたく音や叫び声が聞こえる、衣服や身体がいつも極端に汚れている、不自然な傷が多い、打撲のあとがある、表情が乏しい、おどおどしている、身体に触られることを異常に怖がる、親を避けようとすると、常におなかをすかせ、食べさせようとすると隠すようにしてがつがつ食べる、落ち着きがなく乱暴になる、不自然な時間の徘徊が多い、夜おそくまで一人で遊んでいる、うそ、万引き、家出などの問題行動をくり返す、年齢にそぐわない性的な言動がある、むし歯の放置など



### 虐待防止の5箇条

- 1 「おかしい」と感じたら迷わず市町や児童相談所へ連絡（通告） → 通告は義務 = 権利
- 2 「しつけのつもり…」は言い訳 → 子どもの立場で判断
- 3 ひとりで抱え込まない → あなたにできることから即実行
- 4 親の立場より子どもの立場 → 子どもの命が最優先
- 5 虐待はあなたの周りでも起こりうる → 特別なことではない



## 児童相談所全国共通ダイヤル「<sup>いちはやく</sup>189」

- ☆虐待かもと思った時に、すぐに児童相談所に通告・相談できる全国共通の電話番号です。
- ☆「児童相談所全国共通ダイヤル」にかけると、お近くの児童相談所につながります。
- ☆通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

虐待かもと思ったら<sup>いちはやく</sup>**☎189**番へ  
189番にかけると、お近くの児童相談所につながります。

## 虐待行為は予防・早期発見でなくそう

佐賀県医師会副会長 徳永 剛

子どもの虐待が後を絶ちません。

「子ども虐待の手引き」（厚生労働省）に引き起こす主な要因を3つ挙げています。

1つは『保護者側の要因』です。望まない妊娠、生まれた子に愛情が持てない、保護者が未熟、知的障害がある、産後うつ病、保護者自身が虐待の経験を持つなどがあります。

2つ目は『子どもの要因』で未熟児、障害児等育てにくさがあり、手がかかる乳幼児等です。

3つ目は『養育環境』です。複雑で不安定な家庭環境や家族関係、夫婦関係がある場合です。

他に社会的に孤立している、経済的な不安がある、健康に関心がない等があります。これらの要因がいくつも重なる状況にあると、より深刻な心理状態に追い詰める可能性が高くなります。「叩いてはいけない」と思いながら、手が暴力に変わってしまうことも起こりうると考えられます。

児童虐待には予防や早期発見が重要です。周囲の気遣い、声掛けが予防につながります。異常と感じた時は躊躇なく行政や児童相談所に連絡して下さい。妊娠、出産や育児期の子ども・家庭への優しいまなざしが子ども達を守ります。

虐待を疑う視点を持ち、防止に努めましょう。